



PICTET

Investing, caring 資産運用がもつ力、一人ひとりに。

投資信託説明書(交付目論見書)

2026.9.16



愛称 **インカム・コレクション**

ピクテ・インカム・コレクション・ファンド(毎月分配型)

追加型投信／内外／資産複合

委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

ピクテ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第380号

電話番号 03-3212-1805 (受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) **ホームページ・携帯サイト(基準価額)** www.pictet.co.jp

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。

また、本書にはファンドの投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類および属性区分

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内 外	資産複合

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 〔投資信託証券 (資産複合 (株式・債券))〕	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファンド ・オブ・ ファンズ	な し

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のインターネット・ホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)
で閲覧できます。

- 本目論見書により行う「ピクテ・インカム・コレクション・ファンド(毎月分配型)」(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月15日に関東財務局長に提出しており、2026年9月16日にその届出の効力が生じております。
- 投資信託約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。また、投資者が請求目論見書の交付を請求した場合には、投資者自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名	ピクテ・ジャパン株式会社
設立年月日	1986年12月1日
資 本 金	2億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	4兆5,995億円 (2026年6月末日現在)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、日本を含む世界各国の株式およびソブリン債券に投資することにより安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

ファンドの特色

- 1 主に世界の高配当利回りの資産株と世界のソブリン債券に投資します
- 2 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資します
- 3 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

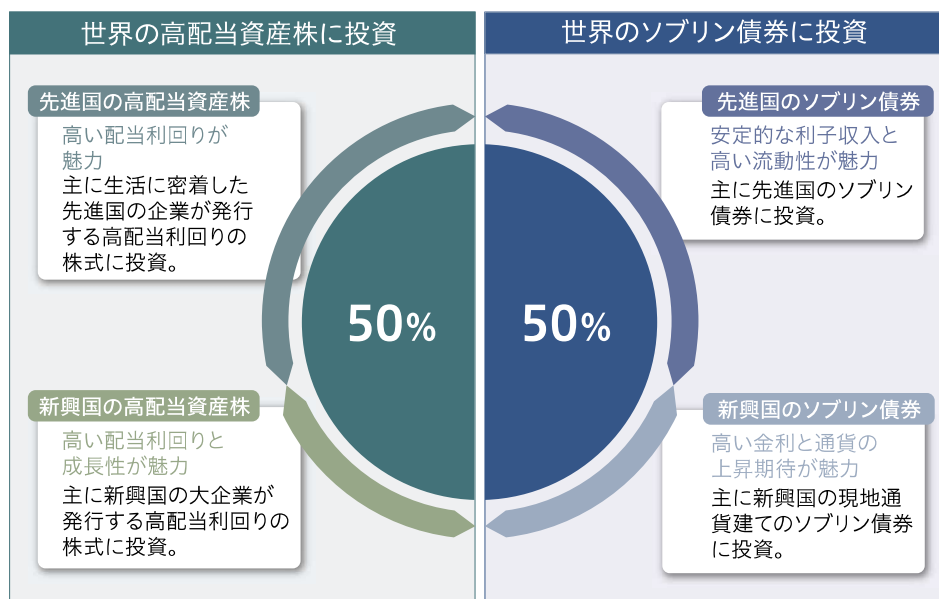
ファンドの目的・特色

ファンドの特色

1 主に世界の高配当利回りの資産株と世界のソブリン債券に投資します

- 世界各国からインカムを獲得するために、主に世界の高配当利回りの資産株とソブリン債券に投資します。
- 基本資産配分は、世界の高配当資産株50%、世界のソブリン債券50%です。*
- 株式と債券にバランスよく分散投資することで、長期的に安定した資産の成長を目指します。

基本資産配分



(注)生活に密着した企業とは、主に電力、ガス、水道に加え、電話・通信、運輸、廃棄物処理、エネルギーなどの公益企業や、医薬品などのヘルスケア、食料品などの生活必需品、銀行などの金融のほか、素材、一般消費財、情報技術、不動産(含むリート)等の企業群を指します。実際の投資にあたっては、上記の業種に限るものではなく、また投資しない場合もあります。

※上記の基本資産配分は、2026年9月15日現在のものです。投資にあたっては、投資信託証券への投資を通じて行います。投資信託証券への投資配分については、委託会社が各資産の収益とそのリスク見通しを分析し適宜変更します。

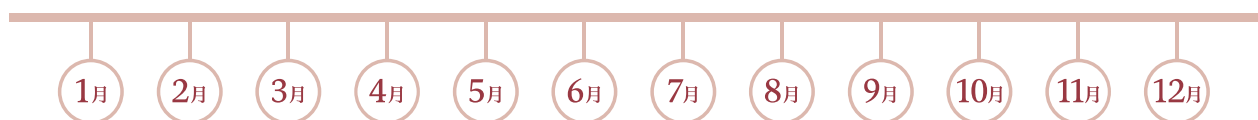
2 特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資します

- 通貨分散を考慮してポートフォリオを構築します。
- 先進国の安定感とともに新興国の高い成長力にも注目し、新興国を含めた世界各国に幅広く分散投資します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。

3 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - 収益分配金額は、利子・配当等収益の水準および基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - － 毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります（1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります）。
 - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配金（決算日・毎月15日（休業日の場合は翌営業日））



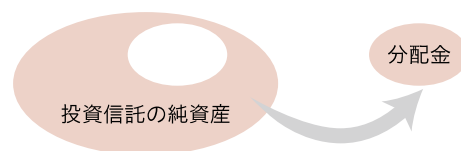
※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

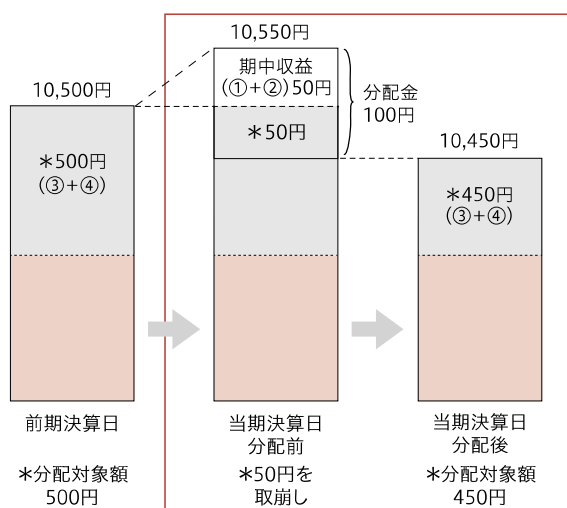
投資信託で分配金が支払われるイメージ



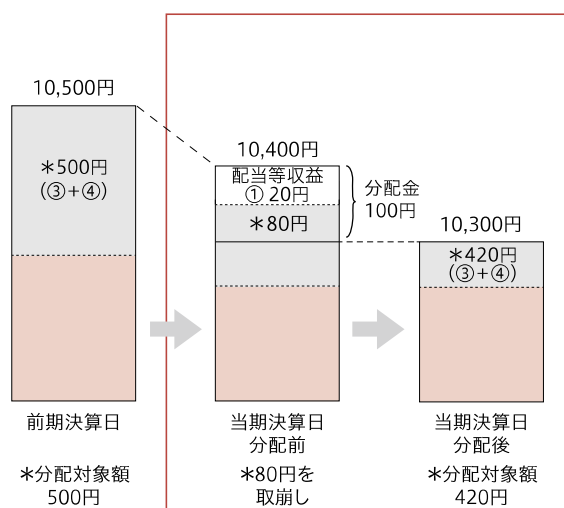
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

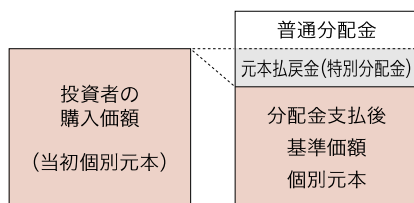


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

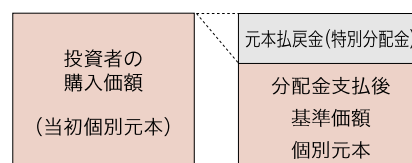
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



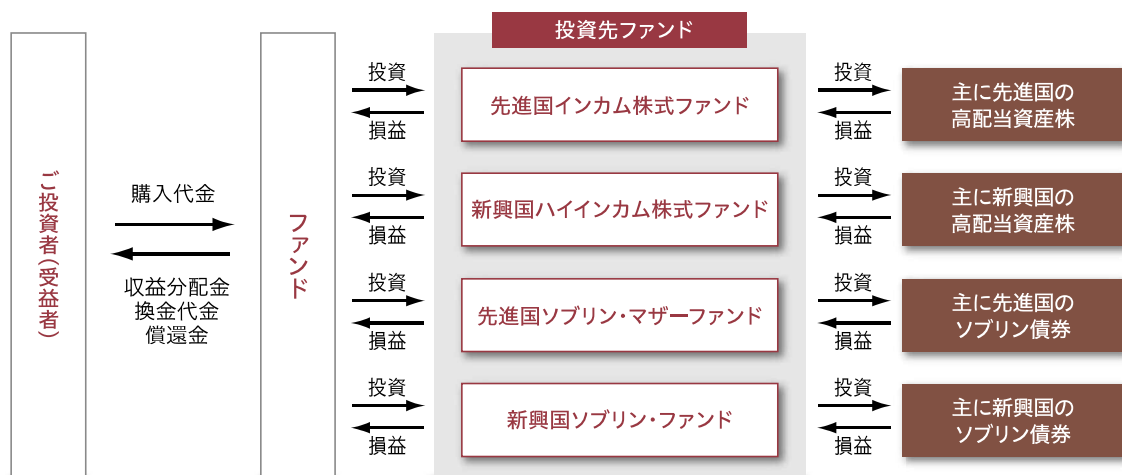
普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、「先進国インカム株式ファンド」、「新興国ハイインカム株式ファンド」、「ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド」および「新興国ソブリン・ファンド」の各投資信託に投資を行います。各投資先ファンドの概要につきましては、後記をご覧ください。



資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ファンドの目的・特色

投資先ファンドの概要

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド

- 先進国インカム株式ファンド クラスP分配型受益証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資信託／円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none">・ 主に先進国の高配当資産株に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。・ 投資対象とする資産株の業種は、電力、ガス、水道に加え、電話・通信、運輸、廃棄物処理、エネルギーなどの公益企業や、ヘルスケア、生活必需品、金融などです（ただし、これらに限定しません）。・ 上場株式への分散投資を基本とします。

※本書において上記ファンドを「先進国インカム株式ファンド」という場合があります。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド

- 新興国ハインカム株式ファンド クラスP分配型受益証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資信託／円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none">・ 主に新興国に本社を置く大企業または新興国で主な事業活動を行っている大企業が発行する高配当利回りの株式に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。・ 上場株式への分散投資を基本とします。

※本書において上記ファンドを「新興国ハインカム株式ファンド」という場合があります。

ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド受益証券

形態／表示通貨	内国証券投資信託（マザーファンド）／円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none">・ 主として先進国のソブリン債券に投資し、安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。・ 投資にあたっては、利回りに着目し、地域別および国別、銘柄別に分散を図ります。

※本書において上記ファンドを「先進国ソブリン・マザーファンド」という場合があります。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド

- 新興国ソブリン・ファンド クラスP分配型受益証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資信託／円建て
主な投資方針	<ul style="list-style-type: none">・ 主に現地通貨建ての新興国のソブリン債券に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。・ 投資対象国は、メキシコ、香港、シンガポール、トルコ、南アフリカ、チリ、スロバキア、ブラジル、フィリピン、アルゼンチン、タイ、韓国、コロンビア、台湾、インドネシア、インド、中国、ルーマニア、ウクライナ、マレーシア、クロアチア、ロシアなどです。

※本書において上記ファンドを「新興国ソブリン・ファンド」という場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、実質的に株式や公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式や公社債の価格変動等（外国証券には為替変動リスクもあります。）により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株式投資リスク（価格変動リスク、信用リスク）

- ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。
- 株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

公社債投資リスク（金利変動リスク、信用リスク）

- ファンドは、実質的に公社債に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。
- 金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。
- 信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。

為替変動リスク

- ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
- 円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。
- 為替ヘッジが必要と判断した場合には為替ヘッジを行うことがあります。為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、現地通貨による直接ヘッジが困難な一部の通貨については、当該現地通貨との連動性等を勘案し、先進主要国通貨等の他の通貨を用いた代替ヘッジを行う場合があります。その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

カントリーリスク

- ファンドが実質的な投資対象地域の一つとする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
- 実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

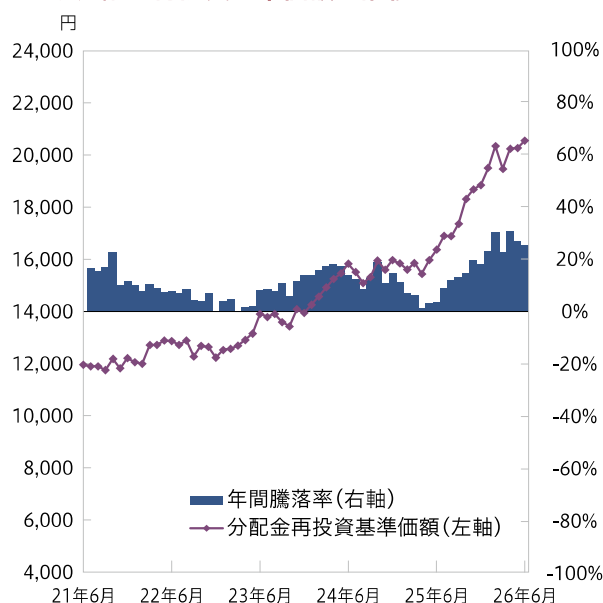
リスクの管理体制

- 運用リスクのモニタリング（流動性リスク、信用リスク、パフォーマンスの考査を含みます。）および法令諸規則等の遵守状況のモニタリングは運用部署とは異なる部署が行います。
- モニタリングの結果は、上記部署により定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス&ビジネスリスク委員会へ報告されるとともに、必要に応じて経営会議へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、すみやかに運用部署その他関連部署へ社内規程に定められた緊急時対応の要請や問題改善の指示または提案等を行います。

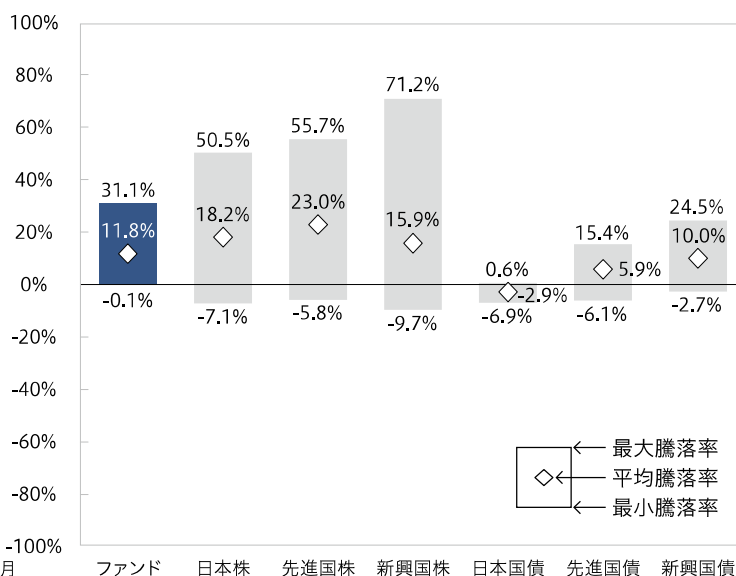
※リスクの管理体制は、今後変更される場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率 および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※ (2021年7月～2026年6月)



上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(注)「分配金再投資基準価額」とは、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なります。

※ 対象期間の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

<各資産クラスの指数>

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円換算)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み、円換算)
日本国債	NOMURA-BPI国債
先進国債	FTSE世界国債指数(除く日本、円換算)
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算)

(海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。)

上記各指数について

■東証株価指数(TOPIX) (配当込み)：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)に帰属します。JPXは、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。JPXは同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

■MSCIコクサイ指数(税引前配当込み)：MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

■MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み)：MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

■NOMURA-BPI国債：NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。

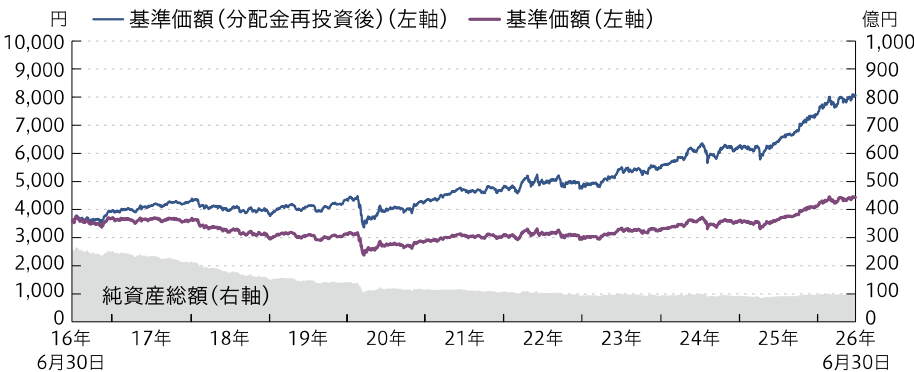
■FTSE世界国債指数(除く日本)：FTSE世界国債指数(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

2026年6月30日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額および基準価額（分配金再投資後）は、1万口当たり、運用管理費用（信託報酬）控除後です。
※基準価額（分配金再投資後）は、上記期間中において、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

主要な資産の状況

資産別構成比

資産名	構成比
1 先進国インカム株式ファンド	29.5%
2 新興国ハイインカム株式ファンド	19.9%
3 先進国ソブリン・マザーファンド	29.7%
4 新興国ソブリン・ファンド	19.8%
5 コール・ローン等、その他	1.0%
合 計	100.0%

投資先ファンドの状況

組入上位5銘柄

株式部分(先進国インカム株式ファンド、新興国ハイインカム株式ファンド)

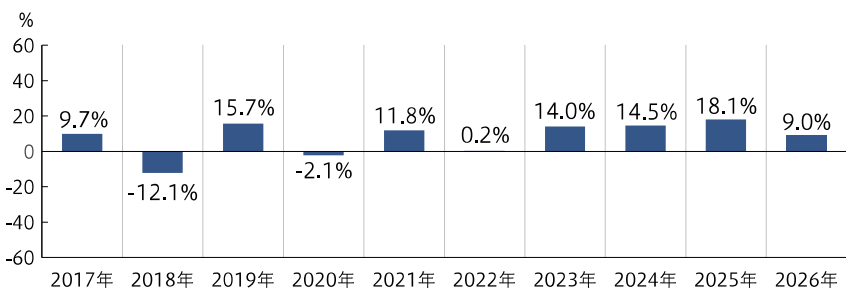
銘柄名	国名	業種名	構成比
1 台湾セミコンダクター	台湾	半導体・半導体製造装置	2.9%
2 空港・航空管制公団(AENA)	スペイン	運送インフラ	2.8%
3 ウィリアムズ・カンパニーズ	米国	石油・ガス・消耗燃料	2.5%
4 エンジー	フランス	総合公益事業	2.2%
5 アマゾン・ドット・コム	米国	大規模小売り	2.0%

債券部分(先進国ソブリン・マザーファンド、新興国ソブリン・ファンド)

組入国債	利率	償還日	構成比
1 米国国債	3.875%	2028.03.15	7.4%
2 米国国債	3.750%	2031.01.31	3.6%
3 米国国債	3.625%	2030.08.31	3.2%
4 米国国債	4.000%	2033.01.31	2.9%
5 南アフリカ国債	9.000%	2040.01.31	2.0%

※組入上位5銘柄の構成比は、各投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

年間収益率の推移



※税引前分配金を再投資したものとして計算しています。2026年は6月30日までの騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める1口の整数倍の単位とします。 (販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年9月16日から2027年3月15日までとします。 (上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルグの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取消すことがあります。
信託期間	2006年12月28日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	1兆円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	3.3% (税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。) 購入時手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払う手数料です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 1.265% (税抜1.15%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。		
	[運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)および役務の内容]		
	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.45%	年率0.65%	年率0.05%
	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
なお、委託会社の運用管理費用(信託報酬)には、マザーファンド(ピクテ先進国ソブリン・マザーファンド)の運用指図に関する権限の委託に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。			
投資対象とする 投資信託証券	先進国インカム株式ファンド		純資産総額の年率0.6%
	新興国ハイインカム株式ファンド		純資産総額の年率0.75%
	先進国ソブリン・マザーファンド		ありません
	新興国ソブリン・ファンド		純資産総額の年率0.65%
実質的な負担	ファンドの実際の投資信託証券の組入状況に応じて年率 1.765±0.2% (税込)程度となります。		
その他の費用・手数料	信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.055% (税抜0.05%)相当を上限とした額)が毎日計上されます。当該諸費用は、監査法人に支払うファンドの財務諸表の監査に係る費用、目論見書、運用報告書等法定の開示書類の作成等に要する費用等です。 組入有効証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有効証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。		

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2026年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2025年12月16日～2026年6月15日)におけるファンドの総経費率(年率換算)は以下のとおりです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.82%	1.27%	0.55%

※ファンドについては、対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用については、その他費用(②)に含めています。なお、ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。また、投資先ファンドにおいて総経費率に含まれない費用が存在します。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

